

沖縄県保育士確保対策強化事業業務委託仕様書

1 委託業務の名称

沖縄県保育士確保対策強化事業業務委託

2 委託目的

沖縄県は、誰もが安心して子育てができる環境の実現を目指し、保育所入所待機児童を生じさせないため、市町村、ハローワーク、保育所等（保育所、認定こども園及び地域型保育事業を行う施設をいう。以下同じ。）、保育士養成施設及び保育団体（以下「保育関係事業者等」という。）と連携し、保育士の確保及び定着促進を図り、安定した保育の提供体制の構築を総合的に実施するため、沖縄県保育士確保対策強化事業（以下「本事業」という。）を実施する。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 委託業務の実施体制

本事業の実施に当たり、以下の体制を構築すること。

なお、全て専従とすること。

- (1) 本事業実施に係る責任者として、統括責任者を配置すること。
- (2) 就労斡旋に関する業務経験を有し、職業安定法第33条第4項に基づく職業紹介責任者の要件を満たす者を1名以上配置すること。
- (3) 保育士資格を有する者で、保育所での実務経験があり保育所の労働環境や抱える課題等について把握している職員を1位名以上配置すること。
- (4) 上記職員とあわせて、当該業務の遂行に必要な職員数を配置すること。

5 委託業務の内容

受託事業者は、次の業務を実施すること。

(1) 保育士・保育所総合支援センターの設置及び運営

① 設置

本事業を実施する拠点事務所として、以下の施設において、沖縄県保育士・保育所総合支援センター（以下「センター」という。）を設置すること。

施設	沖縄産業支援センター4階 413号室 ※「4 委託業務の実施体制」に応じた広さを確保する 場合はこの限りでない。
住所	那覇市字小禄1831番地

② 運営

本事業において、(2)及び(3)の事業を実施するため、センターの開所日及び開所時間は、以下を基本とする。

開所日	月曜日から金曜日まで（年末年始及び祝祭日は除く。）
開所時間	9時から18時まで

なお、上記の開所日及び開所時間外に、受託事業者が実施体制を構築し、本事業の実施について、対応可能な場合は、センターを開所することが出来るものとする。

(2) 保育人材の確保を求める保育所等及び求職者への就労斡旋等の支援

① 保育所等や保育所等で就労している保育士等に対し、圏域ごとに県やセンターが実施する事業等（就労斡旋、労働環境改善等）について説明会を開催するとともに、適宜 SNS 等で周知すること。（説明会は年 1 回以上開催）

② 人材確保及び就労に関する相談業務

保育所等からの保育人材確保に関する相談や求職者からの保育所等への就職に関する相談に応じ、必要な情報の提供又は助言を行うこと。

なお、相談内容及び相談支援結果については、内容ごとに分類し報告すること。（報告書記載事項）

③ 保育人材確保を求める保育所等及び求職者への就労斡旋等

ア 人材バンクの活用による就労斡旋

(ア) 人材バンクへの登録

求職者に対し、就労相談支援を行う場合は、予めセンターへの登録を促すものとする。

登録に際しては、氏名、住所、連絡先、就職希望条件等の就労支援に必要な情報を記載した名簿を整備、管理（DB 管理）するとともに、就業状況等の現況確認を 3 か月に 1 回は行い、更新すること。

(イ) 求人情報のホームページへの掲載

保育所等から人材確保依頼を受け付けた場合は、原則 2 週間以内に求人情報を掲載するものとする。なお、掲載実績についてもリストを作成し受付日と掲載日を記載するものとする。（報告書記載事項）

(ウ) 保育士資格を有する者への就労斡旋

人材バンクに登録した保育士資格を有する者の中から、保育所等からの求人ニーズに適した者を探し出し、求職者と雇用者の双方のニーズ調整等を行うこと。

なお、調整件数及び就労件数（延数）については、有資格者（潜在、現役）、無資格者（学生、その他）、市町村別に報告すること。（報告書記載事項）

(エ) 求職者に対する就労支援

人材バンクに登録した保育士に対する復職または新規就労支援として、児童等への接し方や職場の労働環境など、現場の実態について理解を深めてもらうための座学（セミナー）や保育現場における体験プログラムを実施すること。

なお、実施した座学や体験プログラムは、参加者数、就労数（延数）などについて、有資格者（潜在、現役）、無資格者（学生、その他）別に報告すること。

※ 実施回数はハローワークと調整のうえ検討すること。

イ 合同就職説明会の開催

保育士や保育園等の参加者数を考慮の上、開催回数、開催場所を検討し、必要な準備、広報、運営を行うこと。

なお、参加人数、就労件数（延数）等については、有資格者（潜在、現役）、無資格者（学生、その他）、市町村別に報告すること。（報告書記載事項）

ウ 見学ツアーの実施

求職者から見学ツアー等への参加希望があった場合は、市町村と連携し保育所等の見学ツアーを開催するものとする。（5～10回想定）

なお、参加人数、就労件数（延数）等については、有資格者（潜在、現役）、無資格者（学生、その他）、市町村別に報告すること。（報告書記載事項）

エ 中学校、高等学校等への出前講座実施による魅力発信

進路担当教諭等に対し、最新の保育士の処遇に関する情報を提供するとともに、保育士の魅力や社会的役割について理解醸成を図るため、中学校や高等学校等で出前講座を実施すること。（13校以上）

なお、参加者数を学校別に報告すること（報告書記載事項）

オ 地域における職場体験の実施

保育士の卵となる中学生等に対し、夏休み等を活用して、保育の現場を体験できるイベントを実施すること。（1市町村以上）

なお、参加者数などを学校別に報告すること（報告書記載事項）

カ 保育士確保に係る専門家による支援

採用コンサルタントや中小企業診断士等の専門家による保育所等への支援として、効果的な募集方法等に関する講習や処遇向上に係る経営面に関する助言、経営情報の見える化に関する助言、改善策の提案等を行うこと。

（講習会は圏域ごとに年1回以上、相談支援は実施期間中において月5～10件を想定）

なお、相談内容を類型化し、相談者へのアンケート等により評価を報告すること。（報告書記載事項）

(4) 労働環境改善等に関する支援

① 労働環境に関する相談支援

コーディネーターによる労働環境に関する支援として、他園での取り組み事例等を紹介するとともに、相談内容に応じて適切な相談窓口、機関の紹介など必要な情報の提供、助言を行うこと。

なお、相談内容を類型化し、相談件数を報告すること。（報告書記載事項）

② 社会保険労務士等専門家による労働環境改善に関する相談支援

社労士等の専門家による支援として、カスタマーハラスメントを含めた労働環境改善支援を希望する保育所等や保育士等に対する助言、改善策の提案等を行うこと。（実施期間中月 5～10 件を想定）

なお、相談内容を類型化し、相談者へのアンケート等により評価を報告すること。（報告書記載事項）

(5) 市町村への支援

① 市町村への情報提供及び市町村が抱える課題の把握

県と連携し、圏域ごとに市町村に対し県及びセンターが実施する各事業を紹介するとともに、意見交換を通して保育士確保等に関する市町村が抱える課題を把握することとする。

② 市町村が実施する見学ツアーへの支援

市町村との意見交換を通して、市町村による独自の見学ツアーに対する支援の有無を確認し、依頼に応じ支援すること。ただし、費用区分が市町村事業と重複しないよう注意すること。（3～5 回想定）

またその場合、見学ツアーの参加人数、就労件数（延数）等については、有資格者（潜在、現役）、無資格者（学生、その他）、市町村別に報告すること。（報告書記載事項）

③ 小規模離島町村に対する支援

保育士確保がより困難な小規模離島町村を対象としたホームページを開設し、保育士募集の内容とあわせて、島ごとの自然や地域の魅力や保育環境等を発信するものとする。

また、県と連携し、離島町村が離島特有の保育士確保に関する課題や解決策等を共有するための意見交換会を実施し、必要な支援につなげること。

(6) その他

各機関等との調整においては適宜対面形式で実施するほか、WEB 会議を活用して業務の効率化、負担軽減を図ること。

また、講習会などにおいては、会場開催のほか、動画配信や SNS の活用により多くの人に見てもらおうよう工夫すること。

6 県への報告

(1) 報告事項

受託業務の実施状況について、上記 5 (3)、5 (4)、5 (5)に記載する報告書記載事項

を報告することとし、表形式で報告様式を作成するなど端的に整理すること。

なお、相談内容、周知内容等については、詳細は記載せず、類型化すること。

(例) 5(3)③キ保育士確保に係る専門家による支援に係る相談内容の類型化

「募集に係る SNS の活用方法に関すること」○件、

「職員給与の増に関すること」○件、

「求職者の望む労働環境に関すること」○件 など

(2) 報告時期：4 半期ごと

7 本事業における労務管理

受託者は、法令等に従い、本事業の委託の業務に従事する者の労務管理を行うこと。

8 再委託の制限

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。また、以下の業務については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることはできない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

ア 契約金額の 10%を超える業務

イ 委託業務に係る企画判断、管理運営、指導監督など委託成果に密接に関わる統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

9 雑則

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、決定するものとする。